

かすみがうら市教育大綱

平成29年度～平成33年度



平成29年3月
かすみがうら市

1. 教育の基本理念

■ かすみがうら市教育の基本理念 ■

ともに学び 地域に活かす

未来を拓く ひとつづくり

学校教育の目標

人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る

かすみがうら市の学校教育は、思考力・判断力・表現力を身に付け、これからの社会をよりよく生きる力、みんなが手を取りあい共に健やかに生きる力を育成することを大切にしています。

本市ではこれまで、児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得、思考力や判断力、表現力を高める学習指導に努めてきました。また、身近な地域をよく知り、地域と関わることで、児童生徒の自立や社会参加を促すための郷土教育に力を入れています。

グローバル化や少子化・高齢化など社会の急激な変化が進行する中、義務教育においては、時代を生き抜く人材を育成する必要があります。また、核家族化やライフスタイルの多様化により、子どもたちのコミュニケーション不足や生活習慣の乱れなどから、社会性を身につける機会が少なくなっており、体験活動の充実が必要です。

児童生徒がこれからの社会を、一人一人がよりよく生きる力、思いやりを持って共に健やかに生き抜いていく力を身につけるためには、確かな学力の向上、豊かな心の育成、健康や体力の向上、社会の変化への対応及び自立と社会参加といった、知・徳・体を生きる力の中心に据えてバランスよく育てることが肝要であると考えます。

子どもから大人まで全ての市民が、かすみがうら市で学び、
その学びの成果を地域に活かすことにより、
かすみがうら市の一員として誇りを持って生きていくことを目指します。

生涯学習の目標

自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する

かすみがうら市の生涯学習では、いつでも、どこでも、全ての市民が、自ら学び、その成果を活かすことができる生涯学習活動の体制づくりが重要です。

生涯学習においては、市民の多様な学習ニーズに応じたプログラムを提供するとともに、市民の自主的、創造的な生涯学習活動、団体活動を支援してきました。また、あらゆる世代の市民が生涯を通してスポーツに親しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進してきました。さらに、市の歴史・文化の継承や郷土教育の普及活動を積極的に行ってきました。

しかし、少子高齢化の進行により全国的に地域社会の活力は低下し、行政サービスも縮小している状況で、複雑・多様な地域の課題の解決にはコミュニティの力が必要となっており、地方創生の観点からも地域を学び・知る取組を推進していかなくてはなりません。また、生涯を通じた一人一人の学びを高めていくことも大切です。

市民の生涯学習活動をさらに推進していくためには、身近な地域での公民館活動や文化・芸術活動、スポーツ活動など学びの機会をつくり、そこを拠点とした活動を通して地域住民の交流を図り、学んだことを地域に活かす、学び合い・支え合い・高め合う生涯学習の仕組みづくりと人づくりが重要であると考えます。また、一人一人が、自ら学び続けることができる生涯学習推進体制を構築していかなくてはなりません。

2. 教育施策の基本方向

かすみがうら市の教育を推進していくために、4つの教育施策の基本方向を掲げます。

基本 方向 1	学校教育の充実	知・徳・体ーバランスのとれた児童生徒を育成します。
<p>本市では、平成20年の学習指導要領の改訂等により、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランス良く育成し、「生きる力」をより一層育むことを目指した指導を進めてきました。しかし、思考力・判断力・表現力については、さらなる学力の向上を図っていく必要があります。</p> <p>市民の視点からは、学校生活の中で社会性を身につけ、円滑な人間関係を築いていくことが求められています。また、いじめ問題などの相談体制の充実に力を入れる必要があるという要望も多くなっています。</p> <p>今後は、児童生徒の確かな学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成といった質の高い学習や市独自の教育を推進していくとともに、それを指導する教職員の資質・能力の向上を図ります。また、安全で安心な教育環境を確保し、家庭・地域との連携・協力により地域全体の教育力を高めることに取り組みます。さらに、特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実を図ります。</p>		

- 幼児期の質の高い教育・保育の提供を図り、幼児教育から小学校への円滑な接続を推進します。
- 一人一人に向き合い、基礎的・基本的な知識・技能の習得及び思考力・判断力・表現力を育む授業を展開し、児童生徒の主体的・協働的な学びを引き出し学力の向上を図ります。また、小・中学校が連携し子どもの発達や学びの連続性を踏まえた指導に取り組むなど、小中一貫教育についての調査・検討を進めていきます。
- 様々な体験活動を通し人と関わることで社会性を身につけ、自他共に認め合う豊かな心を育むとともに、豊かな想像力・思考力などを育む読書活動の充実を図ります。また、規範意識や公共の精神、自他の生命の尊重などを育む道徳教育や人権教育を推進します。いじめ問題に対しては適切に対処するとともに、問題行動の未然防止に努め、相談体制の充実を図ります。
- 児童生徒が心身の健康を保持増進し、たくましく生きるために、体育の指導に努めるとともに、学校健康教育の充実を図ります。また、健やかな成長のための食育を推進します。
- 信頼・尊敬される教職員の資質・能力の向上を目指し、教職員それぞれのニーズに応じた指導・研修等の支援を図るとともに、職場環境向上を推進します。
- 本市独自の郷土教育を継続して推進し、地域が持つ資源を教育に活用します。また、地域での交流や体験活動を通じたキャリア教育の充実を図ります。さらに、英語教育の充実を図り、国際性豊かな人材を育成します。
- 特別な支援を要する児童生徒のそれぞれのニーズに対応した指導に努めるとともに、特別支援教育についての教員の指導力向上を図ります。

○地域においては、中学校区を中心に学校・家庭との連携により教育力の向上を図ります。
また、地域住民の連携・協力により、地域社会の中で子どもたちを育みます。

○校内の安全対策、防災対策や交通安全に努め、安全・安心な環境の整備・充実を図ります。
また、格差のない教育環境の整備を目指し、学校の適正規模・適正配置を継続して進めるとともに、各学校間の交流を図ります。

基本 方向 2	社会性豊かな青少年の健全育成	学校・家庭・地域が連携し、青少年健全育成体制を充実させます。
<p>本市では、青少年が積極的に自主活動できる環境づくり、青少年の非行の早期発見や未然防止に取り組んできました。</p> <p>地域の子どもは地域で育てるという基本理念に基づき、青少年の健全育成活動に取り組む各種団体を支援するなど、学校・家庭・地域が連携し子どもを見守り、支えていく必要があります。</p> <p>今後は、地域ぐるみで、これからの地域の担い手である青少年を守り育てていく、青少年健全育成体制を拡充し、活動を強化していきます。また、地域全体で子育て家庭を支援し、家庭の教育力の向上を促進します。</p>		

○青少年の健全な育成を図るため、地域活動の強化や青少年育成活動団体を支援し、青少年が多様な活動や交流に参加できる環境づくりや安全な居場所づくりを推進します。

○学校・家庭・地域・関係団体等が連携した青少年の健全育成とその体制の整備を推進します。

○青少年が地域で活動する場の提供や自主的な活動を支援するとともに、将来の地域の担い手の発掘・育成を図ります。

○教育の第一義的責任を担う家庭教育力の向上の支援に取り組むとともに、保護者のネットワークづくりを支援します。

基本 方向 3	生涯学習の充実	いつでも、どこでも、だれでも、学べる生涯学習を推進します。
<p>本市では、市民ニーズの把握と生涯学習機会や情報の提供に努め、市民の生涯学習活動を推進してきました。</p> <p>市民ニーズが多様化する時代だからこそ、誰のための事業なのか、何を目的にしている事業なのかを明確にし、市民協働、コミュニティ、青少年の健全育成、地域の担い手づくり、男女共同参画、健康寿命の延伸など、取り組まなければならない地域の課題やテーマにそった事業を計画、推進していきます。</p> <p>また、これらの生涯学習情報を広く提供し、新しい生涯学習ファンの開拓に努めます。</p> <p>公民館や体育施設については、施設の適切な維持管理に努めるとともに、その効率的な活用を促進していきます。</p>		

○いつでも、どこでも、誰でも学べる生涯学習推進体制の確立を推進します。

- 高齢者の生きがいづくりなど、各世代の市民のニーズや目的に応じた生涯学習機会の提供を図ります。また、自主的な文化活動を展開する各種活動団体を支援するとともに学びの成果を発表する機会を提供します。
- 生涯学習施設の適切な維持管理や運営に努めるとともに、公民館講座の充実を図ります。また、図書館の資料の充実とサービスの向上に努め、市民の心を豊かにする読書活動を推進します。
- 豊かな経験や知識・技能を持つ優秀な人材を確保し、指導者としての活用を図ります。また、市民に分かりやすい生涯学習情報提供に努めます。
- 中学校単位で編成した地区公民館を拠点とした、住民の自主的な地域活動の活性化を促進します。
- スポーツ・レクリエーション団体を育成し、スポーツ活動を通じた市民の交流を図ります。
- 誰もがスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会を提供し、市民の心身の健康の保持増進を図ります。
- スポーツ施設の整備や効率的な活用を図り、施設の利用を促進します。

基本 方向	4 地域文化の継承と創造	郷土の歴史・文化を知り、文化財の保護に努めます。
<p>本市では、文化財の保護・保存や本市の歴史・文化の周知やふるさと教育を推進してきました。また、文化協会や文化活動団体への支援を行ってきました。</p> <p>今後は、文化財の保護・管理に努めるとともに、歴史博物館の展示内容等の拡充を図り、郷土の歴史・文化の周知とふるさと教育を推進します。また、筑波山地域がジオパークに認定されたことを受けて、本市の大地が持つ遺産を保護、保全し、未来へと継承していきます。</p> <p>さらに、優れた文化・芸術に触れる機会の創出に努めるとともに、市民の芸術・文化活動の活性化を促進します。</p>		

- 文化財の保護と管理に努め、後世へと引き継ぐとともに、歴史博物館を活用し、郷土の歴史や文化財に触れる機会を提供します。また、文化財や郷土の歴史・民俗・自然・景観を観光資源として有効に活用していきます。
- 市民へ地域の歴史や文化の周知を図り、ふるさとへの誇りや愛着を育みます。
- 市民が優れた文化や芸術に触れる機会の充実を図るとともに、市民の自主的な芸術・文化活動を支援します。

平成29年1月

かすみがうら市長

